

令和元年第3回定例会
新冠町議会会議録
第1日（令和元年 9月10日）

◎議事日程（第1日）

開議宣告

議事日程の報告

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 行政報告（町長・教育長）
- 第 5 同意第 4号 新冠町教育委員会教育長の任命について
- 第 6 同意第 5号 新冠町教育委員会委員の任命について
- 第 7 報告第 7号 例月出納検査の結果報告について
- 第 8 報告第 8号 新冠町の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及評価報告について
- 第 9 報告第 9号 株平成30年度健全化判断比率及び資金不足比率について
- 第10 認定第 2号 平成30年度新冠町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第11 認定第 3号 平成30年度新冠町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第12 認定第 4号 平成30年度新冠町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第13 認定第 5号 平成30年度新冠町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算認定について
- 第14 認定第 6号 平成30年度新冠町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 第15 認定第 7号 平成30年度新冠町介護サービス特別会計事業勘定歳入歳出決算認定について
- 第16 認定第 8号 平成30年度新冠町立国民健康保険診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第17 会議案第9号 特別委員会の設置について
- 第18 議案第34号 新冠町森林環境譲与税基金条例の制定について

- 第19 議案第35号 新冠町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 第20 議案第36号 新冠町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例について
- 第21 議案第37号 新冠町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 第22 議案第38号 新冠町立認定こども園条例の一部を改正する条例について
- 第23 議案第39号 新冠町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例について
- 第24 議案第40号 新冠町下水道条例の一部を改正する条例について
- 第25 議案第41号 指定管理者の指定について
- 第26 議案第42号 指定管理者の指定について
- 第27 議案第43号 指定管理者の指定について
- 第28 議案第44号 令和元年度新冠町一般会計補正予算
- 第29 議案第45号 令和元年度新冠町簡易水道事業特別会計補正予算
- 第30 議案第46号 令和元年度新冠町下水道事業特別会計補正予算

「閉議宣告」

◎出席議員（12名）

1番	芳住革二君	2番	長浜謙太郎君
3番	酒井益幸君	4番	武田修一君
5番	但野裕之君	6番	竹中進一君
7番	須崎栄子君	8番	氏家良美君
9番	秋山三津男君	10番	中川信幸君
11番	堤俊昭君	12番	荒木正光君

◎出席説明員

町長	鳴海修司君
副町長	中村義弘君
教育長	山本政嗣君
総務課長	坂本隆二君
企画課長	原田和人君
町民生活課長	坂東桂治君
保健福祉課長	鷹觜寧君
税務課長	佐藤正秀君
産業課長	島田和義君
建設水道課長	関口英一君
会計管理者	田村一晃君
診療所事務長	杉山結城君
特別養護老人ホーム所長	山谷貴君
牧野所長	堤秀文君
総務課総括主幹	佐々木京君
企画課総括主幹	楫川聡明君
町民生活課総括主幹	竹内修君
保健福祉課総括主幹	新宮信幸君
税務課総括主幹	今村力君
産業課総括主幹	三宅範正君
建設水道課総括主幹	寺西訓君
建設水道課総括主幹	磯野貴弘君
管理課長	工藤匡君
社会教育課長	湊昌行君
管理課総括主幹	小久保卓君
管理課総括主幹	坂元一馬君
社会教育課総括主幹	谷藤聡君

社会教育課総括主幹
農業委員会事務局長
代表 監 査 委 員

曾 我 和 久 君
本 間 浩 之 君
岬 長 敏 君

◎議会事務局

議 会 事 務 局 長
議会事務局総括主幹

佐 渡 健 能 君
伊 藤 美 幸 君

(午前9時58分 開会)

◎開会宣告

○議長（荒木正光君） 皆さん、おはようございます。ただいまから令和元年第3回新冠町議会定例会を開会いたします。

◎開議宣告

○議長（荒木正光君） 直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（荒木正光君） 議事日程を報告いたします。

議事日程は、お手元に配布した印刷物のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（荒木正光君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、7番、須崎栄子議員、8番、氏家良美議員を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長（荒木正光君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から9月17日までの8日間といたしたいと思っております。これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から9月17日までの8日間とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。議案等調査のため、9月11日、12日及び9月14日から16日までの5日間を休会といたしたいと思っております。これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） 異議なしと認めます。

よって、9月11日、12日及び9月14日から16日の5日間を休会とすることに決定いたしました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（荒木正光君） 日程第3、諸般の報告を行います。

町長から、お手元に配布のとおり議案の提出がありましたので報告いたします。

次に、第2回定例会において可決された意見書4件は、関係機関に提出しておきましたので、ご了承願います。

次に、一部事務組合議会の開催状況については、お手元に配付のとおりですので、ご了承承願います。

次に、閉会中の議会関係諸行事等の出席状況は、お手元に配布にとおりですので、ご了承承願います。

次に、今定例会の説明員として出席通知のありました者の職、氏名はお手元に配付のとおりですので、ご了承承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

◎日程第4 行政報告（町長・教育長）

○議長（荒木正光君） 日程第4、行政報告を行います。

議案の審議に先立ち、町長並びに教育長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 本日、令和元年第3回新冠町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、時節柄何かとご多用のなか、ご出席を賜り厚くお礼申し上げます。議長から発言の許可をいただきましたので、令和元年第2回定例会以降の主要な行政の動向について、項目の順に従いご報告申し上げます。

J R日高線にかかる取組等についてご報告申し上げます。J R日高線にかかる交通モードについては、町長会議において協議を重ねてございまして、去る7月22日の会議において、仮にバス転換となった場合の広域公共交通のバス運行イメージ案について、路線バス事業者に対して技術的に可能かどうかのアンケート及びヒアリング結果の報告があったものでございますが、管内でまとめた広域交通案につきましては、今後、解決すべき事項はあるものの、実現に向け関係者間で検討していくことを確認してございます。路線の設定と利便性の向上の主な検討事項につきまして、道央都市部への直行便をイメージした長距離路線では、バス待機所などのハード面に加え、乗務員確保の問題、管内を3ブロックに分けた路線を想定した中・短距離路線では、バスの接続場所の確保及び既存路線との接続の調整、また、利便性向上等の提案では、フリー乗降区間の設定に関し、国道が主な路線であることから安全性の確保、さらに、バリアフリー対応車両の導入や自家用車が駐車可能なバス待合所の整備などとなってございます。今回のアンケートは先ほども申し上げましたが、管内でまとめた広域交通案が技術的に可能なのかを確認するために、地元のバス会社からヒアリングを行ったものでございまして、今後、利便性の高い公共交通網に向けましては多岐にわたる課題はございますが、J R北海道と協議を行なっていくこととしてございます。

次に、J R日高線が不通となって既に4年半が経過したなかにおいて、住民のニーズに対応した利便性の高い新たな広域交通体系づくりを急がなければならないことから、J R北海道と各町が個別協議に入ることが確認されてございますし、J R日高線にかかる

3案の交通モード、全線鉄道復旧、鉄道プラスバス、全線バスの絞り込みについて、いつまでも結論の先送りは出来ないことから、9月24日開催予定の町長会議において1本化を目指す方針としてございます。私といたしましては、これまで議会で申し上げてございますが、JR日高線、鷓川・様似間につきましては、全線バス転換の方向性は全く変わってございませんので、町民の早期利便性の確保の観点からも、全線バス転換で一本化を図る姿勢で次回の町長会議に臨みたいと考えてございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、高度無線環境整備推進事業についてご報告申し上げます。町内における光回線によるブロードバンド環境につきましては、平成24年に市街地地域において整備されておりましたが、未整備地域から事業活動での活用など、整備を望む強い要望も数多くありますことから、情報格差の解消と高度情報化社会に対応した環境づくりのため、光回線整備を進めるべく取組みを行なってきたところでございまして、1期目を節婦・新冠沢地域、2期目を大狩部・西新冠沢地域の2カ年に分けての整備計画とした国の補助事業となっておりますが、高度無線環境整備推進事業の今年度分の採択につきましては、去る4月19日に事業採択の内示を受け、その後、総務省北海道総合通信局と協議を重ねながら交付申請手続きを進め、7月8日付をもって総務省から国庫補助の交付決定通知をいただいたところでございます。

一方、本事業の整備事業者につきましては、光ファイバーの情報通信基盤の詳細設計及び工事施工とともに、整備後に光情報サービスの提供が可能な事業者を一括で選定する必要がありましたことから、条件を提示した上で事業者を募集し、その内容を審査した上で随意契約の相手方を決定する公募型プロポーザルの手続きにより、札幌市の東日本電信電話株式会社北海道事業本部を事業者と選定したところでございまして、請負契約につきましては先の8月1日に開会された第2回臨時議会におきまして請負契約にかかる議案の議決をいただき、同日付をもって契約締結をいたしました。今年度の事業費は、6億9,190万円となっております。財源につきましては2分の1の国庫補助を受けるほか、元利償還に対し国の財源充当が高い辺地対策事業債や過疎対策事業債などの町債を活用し、町の財政負担も考慮しながら整備を進めていくこととしてございます。

町として長年の課題でもあり、また、地域の方々の期待の大きかった光回線整備事業が本格的にスタートしたところでございますが、本事業における主な整備内容は光ケーブルの架線工事となり、架線にあたりまして、私有地内に及ぶ場合もございますので、地権者の方々の理解を図った上で、円滑な事業実施に取り組んでまいり所存でございます。

次に、国保診療所の常勤医師の退職についてご報告申し上げます。現在、国保診療所の医師診療体制は常勤医師3名と数名の出張応援医師の派遣応援をいただきながら、平日の日中においては一般患者診察、平日夜間や休日については救急外来患者さんの受入れを行う24時間年中無休の外来診療体制を構築しておりまして、入院患者さんの対応等も含めて万全な医師体制を整えているところであります。そのような状況下におきまして、この

たび、外科・整形外科医師として勤務していただいております齊ノ内医師が、一身上の都合により本年9月末をもって退職されることになりました。齊ノ内医師は、本年4月に着任され、わずか半年の勤務となりますがご家庭の問題等から当診療所で勤務を続けることが困難となったところでございます。医師には、今後のさらなる手腕に大変期待を寄せていたところでもありますので、まことに残念と言わざるを得ません。なお、齊ノ内医師の後任につきましては、なるべく早く着任していただける医師の確保に最大限の努力を続けておりますので、今しばらくお待ち頂きたいと存じます。

当町は、地域性から高齢化率の向上は避けられず、今後においても外科及び整形外科の需要は高まる地域であることが見込まれるため、外科、整形外科医師を中心とする医師の確保に努めているところであります。なお、齊ノ内医師の退職後後任の医師が着任されるまでの間、現在毎週金曜日の午前中に出張応援診療をしていただいております風間整形外科医師が毎月数回の追加診療をしていただけることになりましたので、詳しくは国保診療所に直接お問い合わせ願いたいと存じます。以上が、国保診療所の常勤医師の退職についてのご報告とさせていただきます。

最後に、今定例会に提案しております案件ですが、人事案件2件、報告案件2件、認定案件7件、一般議案10件、令和元年度各会計補正予算3件を提案することにいたしております。それぞれ提案する際に具体的にご説明いたしますので、全案件とも提案どおりご決定いただきますよう、よろしくご説明申し上げます。行政報告とさせていただきます。

○議長（荒木正光君） 町長の行政報告が終わりました。

次に、教育長から行政報告を行います。

山本教育長。

○教育長（山本政嗣君） 議長から発言の許可をいただきましたので、第2回定例会以降の教育行政に関し、3点報告をさせていただきます。

はじめに、本定例会に提出させていただいております教育委員会点検評価報告書についてでございます。この報告書は地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定によりまして、効果的な教育行政を推進し、地域住民への説明責任を果たすことを目的といたしまして、教育委員会がその権限に属する事務事業の管理及び執行の状況につきまして、点検評価を行うこととされているものでございまして、例年その内容を議会に報告させていただくとともに、町のホームページにおいて公表するなどして情報公開に努めているところでございます。今年度は、平成30年度に教育行政施行方針で掲げた重点政策に基づき、教育委員会各課が実施した事務事業について内部評価を行ったのち、学校運営協議会、社会教育委員協議会、スポーツ推進委員会、さらには認定こども園保護者会に外部評価をいただいたところでございます。平成30年度の教育行政の執行にあたりましては、生きる力をはぐむ学校教育の充実、ふるさとを愛し生涯にわたり学び合い、教え合う学習社会、この2点を重点施策目標といたしまして事務事業を計画したところでございますが、教育予算全体にわたりご配慮をいただいた上で、おおむね計画どおり実施できたものと考えて

おります。

まず、管理課所管事務事業では、次期学習指導要領導入にかかわりALTの増員、プログラミング教育の研修・研究、学校運営協議会制度導入にかかわる推進委員会の設置、朝日小学校への町費負担教職員の配置や認定こども園の園児数増加に伴う職員の増員、さらには学校給食の無償化など計画した環境整備と、それらを活用した教育活動の実践が図られたものと考えております。また、社会教育課所管事務事業におきましては、レ・コード館を中心とした特徴ある社会教育事業の実践や第3次スポーツ振興計画の策定、郷土資料館や図書館事業の学校との連携による学習機会の提供、さらには児童館機能を活用した子どもの居場所づくりの確保など、町民の皆さんのご協力をいただきながら年間を通じた事業展開を図ることができたというふうに考えております。教育委員会といたしましては、評価の過程でちょうどいただきましたご意見を参考に今年度の事務事業の執行に生かしてまいるとともに、次年度以降の事務事業の改善、あるいは推進に努めてまいりたいと考えております。なお、評価内容の詳細につきましては改めて報告書をご確認いただきたいと思います。

次に、本年4月18日に実施いたしました全国学力学習状況調査について文部科学省から結果の公表がございましたので、概要についてご報告申し上げます。本調査は、小学校6学年を対象に国語、算数、中学校3学年では国語、数学に加えて本年度は英語の調査を実施しております。なお、英語の話すことの調査につきましては、パソコン端末を活用した音声録音方式で実施されたわけでありましたが、初めての試みのため、全国各地におきまして機器の不具合等により調査を出来ない市町村もあったわけでありましたが、当町は教育委員会と学校が連携して機器の設定などの事前準備を行ったこともございまして、調査に特段の影響はございませんでした。調査は教科に関する調査に加え、学習意欲、学習方法、学習環境、生活の側面などに関する児童生徒質問紙調査、さらには学校における指導方法に関する取り組み、人的・物的な教育条件の整備状況などに関する学校質問紙調査の内容で実施をしております。調査の結果についてでございますが、全体評価として小学校、中学校の学力は全国平均と比べ同等かやや低いという結果になっております。今回の調査は、これまでの知識と活用に区分されていた、いわゆるA問題、B問題の出題形式が見直されまして、総合的な学力調査として実施されたわけでありましたが、その正答率割合を見ますと下位層にあたります正答率3割以下の割合が小・中学校ともに全国、全道より低い状況が見られ、学力の底上げ傾向が伺えます。このことは、教職員の日ごろの指導成果というふうに考えられますが、学習支援員による個別対応や長期休業期間中における補充学習など、各学校それぞれの取り組みが効果を上げてしていると分析しておりまして、加えて先生が授業などで理解できるまで教えてくれると回答した児童生徒の割合が全国平均よりも高いことから、学校総ぐるみで行う学力向上の取り組みの成果であるとも感じております。また、小学校の授業でコンピューターやICT機器を活用した授業の頻度が多い、そう回答した児童の割合が全国平均を大きく上回っておりまして、日常の授業の中で効果的にI

CT機器を活用している状況が伺えますほか、地域行事への参加や地域をよくすることを考えると回答した児童生徒の割合が高いことから社会に開かれ、ふるさとを愛する子どもたちが多いことが伺えます。しかし、一方で総体的な学力の正答率は全国、全道平均と比べても課題の残る結果がございますし、各教科におきましても不得意とする領域も明らかになっておりますので、その対応に今後意を用いていかなければならないと感じております。さらに、依然として家庭学習時間の不足や自己肯定感の低さも課題として浮き彫りになっております。言うまでもなく、本調査の目的は児童生徒の学力の傾向を知ることであることや調査結果は学校における教育活動の側面でありますことから、これらの調査結果と他の情報を組み合わせて総合的に分析・評価することが必要でありまして、個々の設問や領域等に注目しながら学習指導上の課題を把握、分析し、児童生徒一人一人の学習改善や学習意欲の向上につなげることが重要となります。このことから、当町では本年度の結果を踏まえまして、教職員で組織する学力向上推進委員会におきまして、詳細な分析と課題整理を行った上で今後の取り組みについて協議いたしますとともに、各校におきましては学校長中心に今後の授業改善、あるいは家庭学習の定着化に向けた取り組みを強化していくことにしております。なお、調査結果の詳細につきましては、町広報紙におきましても改めて公表させていただきたいと存じます。

次に、中体連全道大会など各種大会の出場結果についてご報告申し上げます。新冠中学校では本年度陸上、柔道、バレー、卓球の4種目において中体連全道大会の出場を果たしております。各種目において健闘したものの、柔道個人戦の三位を最高成績として全道大会を終了しております。大会出場果たした選手たちにとって全道の中学生同士の交流に加え、緊張感あふれる会場において技術力や精神力の面で多くのことを学ぶ貴重な経験になったものと考えております。また、吹奏楽部におきましては8月の吹奏楽コンクール日胆地区予選大会におきまして、6年連続となる金賞を受賞しております。残念ながら全道への出場権を得ることはできませんでしたが、安定した成績の維持は社会教育と連携した吹奏楽指導による成果であるとも感じております。最後に、8月24日、25日の両日、新冠町を会場開催されました北海道中学校軟式野球選抜選手権大会日高地区予選大会におきまして、新冠中学校野球部が見事優勝を果たし、9月21日から滝川市で開催される全道大会の出場権を獲得しました。このことは、平成24年以来7年ぶりのことであり、選手の頑張りと関係者の日ごろの熱心な取り組みに敬意と感謝を申し上げますとともに、大会出場に向け教育委員会といたしましても全面的に支援をしていきたいというふうに考えておりまして、本定例会におきまして選手派遣に関わる補正予算を計上しておりますのでご理解を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

以上で、第3回定例会における教育行政報告といたします。

○議長（荒木正光君） 教育長の行政報告が終わりました。

◎日程第5 同意第4号

○議長（荒木正光君） 日程第5、同意第4号 新冠町教育委員会教育長の任命についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 同意第4号 新冠町教育委員会教育長の任命について提案理由を申し上げます。新冠町教育委員会教育長山本政嗣氏は、平成29年5月11日付をもって前杉本教育長の残任期間を教育長として努められ、令和元年10月11日をもって任期満了となることから、引き続き新冠町教育委員会教育長に任命したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

山本政嗣氏は、昭和36年11月23日生まれの満57歳であります。山本氏の経歴は別紙のとおりでありますので、後刻ご覧いただきたいと存じますが、山本氏は教育行政に精通されており、幅広い見識と強いリーダーシップにより教育行政をリードしてきた方であり、教育関係者からの信望も厚く、教育長として適任と判断し、任命について同意を求めるものでございます。なお、任期は3年となっております。

以上、同意第4号の提案理由でございます。よろしくご決定くださいますよう、お願い申し上げます。

○議長（荒木正光君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。本件については人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） 異議なしと認めます。

これより第4号について採決をいたします。

お諮りいたします。同意第4号は、原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（荒木正光君） 全員挙手であります。

よって、同意第4号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎日程第6 同意第5号

○議長（荒木正光君） 日程第6、同意第5号 新冠町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

中村副町長。

○副町長（中村義弘君） 同意第5号 新冠町教育委員会委員の任命について提案理由の説明を申し上げます。新冠町教育委員会委員であります小林悟氏は、令和元年11月4日付をもちまして任期満了となりますが、引き続き小林氏を教育委員会委員に任命いたしました。

く、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めようとするものでございます。

小林氏は、平成15年11月教育委員会委員に就任され、その後平成20年6月には教育委員会委員長に就任されるなど、4期16年にわたり本町の学校教育、社会教育の振興に熱心に取り組んでいただいたところでございます。子ども会の指導者、また、社会教育委員としても活躍され、教育に関する幅広い見識をお持ちの方であり、教育委員会委員として適任と判断し、再任の同意を求めようとするものでございます。任期は4年となっております。

以上が、同意第5号 新冠町教育委員会委員の任命についての提案理由でございます。提案どおりご決定くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（荒木正光君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。本件については人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） 異議なしと認めます。

これより同意第5号について採決を行います。

お諮りします。同意第5号は、原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（荒木正光君） 全員挙手であります。

よって、同意第5号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎日程第7 報告第7号

○議長（荒木正光君） 日程第7、報告第7号 例月出納検査の結果報告についてを議題といたします。

監査委員より例月出納検査の結果報告がありましたので、質疑を省略し、報告のとおり受理することといたしたいと思っております。

◎日程第8 報告第8号

○議長（荒木正光君） 日程第8、報告第8号 新冠町の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告についてを議題といたします。

教育長より、新冠町の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書の提出がありましたので、質疑を省略し、お手元に配付の報告のとおり受理することにしたと思います。

◎日程第9 報告第9号

○議長（荒木正光君） 日程第9、報告第9号 平成30年度健全化判断比率及び資金不足比率についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

坂本総務課長。

○総務課長（坂本隆二君） 報告第9号 平成30年度乾山か判断比率及び資金不足比率について提案理由を申し上げます。

地方自治法公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、算定いたしましたそれぞれの比率につきまして、去る8月26日に監査委員に審査いただきましたので、監査員の審査意見とともに別紙のとおり報告するものでございます。

次のページをお開き願います。平成30年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率の状況についてですが、地方公共団体の財政の健全化に関する法律につきましては、平成19年6月に公布され、地方公共団体の財政の健全化に関する4つの指標が定められ、平成21年4月から施行されております。これは、それまでの地方財政再建促進特別措置法に代わるものとして、特別会計や公営企業会計の累積赤字を含め、注意喚起の段階として早期健全化団体、さらに悪化した場合には財政再生団体が規定されております。注意喚起の段階の健全化団体になりますと、財政健全化計画を作成し、計画に基づく財政健全化を行う必要があります。また、財政再生団体になりますと、財政再生計画を定め計画に基づく財政再建に取り組むことになり、総務大臣の許可がなければ起債の発行が出来なくなるほか、税金や公共料金の増額、住民サービスの見直しをせざるを得なくなるというもので、現在、全国では夕張市のみが該当となっております。

はじめに、平成30年度における健全化判断比率の状況ですが、各会計における4種類の指標について記載しております。まず始めに、実質赤字比率ですが、一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率を表すもので15%以上で財政健全化団体に、20%以上で財政再生団体となりますが、平成30年度赤字を生じておりません。

次に、連結実質赤字比率ですが、一部事務組合・広域連合・第3セクターを含めない全会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率を表すもので、20%以上で財政健全化団体に、30%以上で財政再生団体となりますが、この指標においても平成30年度赤字を生じておりません。

次に、実質公債費比率についてですが、全会計に一部事務組合・広域連合を含めた中で、標準財政規模に対する公債費及び公営企業会計などへの繰出金のうち、実質的に公債費に充てたと認められる準公債費の割合の過去3カ年間の平均値で表すもので、この数値は起債発行の際に協議、もしくは許可を判断する上で用いられ、18%以上になると許可が必要になり、25%以上で単独事業に係る地方債が制限され、35%以上ではこれらに加えて一部の一般公共事業債についても制限されることとなります。平成22年度決算では18.1%で起債発行の際は許可でありましたが、平成23年度決算では16.6%となり協議へ変更となり、以後年々減少し、平成30年度では7.3%となっております。

次に、将来負担比率についてですが、全会計に一部事務組合・広域連合・第3セクターを含めた中で地方債の残高などをはじめ、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率を表わすもので、350%以上で財政健全化団体となります。平成23年度55.0%でしたが年々減少し、平成30年度は7.9%となっております。

次に、資金不足比率の状況ですが、公営企業会計ごとの資金の不足額が事業の規模に対してどの程度であるかを示すものであり、公営企業会計ごとに算定し、20%以上で経営健全化団体となり、公営企業の経営の健全化を図る計画を策定することになりますが、いずれの会計も資金不足を生じておりません。

以上が、平成30年度健全化判断比率及び資金不足比率の提案理由でございます。ご審議を賜り、報告どおり受理いただきますよう、お願い申し上げます。

○議長（荒木正光君） 提案理由の説明が終わりました。

これより、報告第9号に対する質疑を行います。

発言を許可いたします。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、質疑を終結いたします。

報告第9号については、報告のとおり受理することにいたします。

◎日程第10 認定第2号ないし日程第16 認定第8号

○議長（荒木正光君） 日程第10、認定第2号 平成30年度新冠町一般会計歳入歳出決算認定について、日程第11、認定第3号 平成30年度新冠町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第12、認定第4号 平成30年度新冠町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第13、認定第5号 平成30年度新冠町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算認定について、日程第14、認定第6号 平成30年度新冠町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、日程第15、認定第7号 平成30年度新冠町介護サービス特別会計事業勘定歳入歳出決算認定について、日程第16、認定第8号 平成30年度新冠町立国民健康保険診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について、以上7件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

坂本総務課長。

○総務課長（坂本隆二君） 認定第2号から認定第8号までの7件の決算認定につきまして、一括提案内容を申し上げます。

平成30年度新冠町一般会計外、6件の特別会計に係る歳入歳出の決算につきましては、去る8月26日から28日の3日間、監査委員に審査していただきましたので、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、監査委員の意見を付し、議会の認定をお願いするものでございます。

各会計の決算の内容説明につきましては省略させていただき、監査委員の審査意見を朗

読し、提案理由の説明とさせていただきます。認定第 8 号の次のページに綴っております平成 30 年度新冠町一般会計等決算の審査意見についての中の第 3、審査意見について朗読させていただきますので 9 ページをお開き願います。第 3 審査意見、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は 92.7%で前年度から 6.1 ポイント増となっており、これは普通交付税等の減額、臨時職員増員に伴う賃金等の増額や繰出金の増額等が主な要因となっている。また、実質公債費比率においては、最も高かった平成 20 年度の 19.9%から年々減少し、本年度は 7.3%となり町債発行許可団体の基準となる 18%を大きく下回るとともに、基金残高も 17 億 7,000 万円となっており、財政の健全化に向けた効果が着実に図られている。町税の収入未済額は本年度 81,209 千円となっているが、2 年連続で収入未済額が前年度を下回る明るい兆しも見受けられる。しかしながら、依然として多額の滞納額があり、負担公平の観点からも引き続き適切な収納対策を徹底し、さらなる収入未済額の縮減に向け一層の努力を期待する。

以上が、審査意見であります。認定第 2 号から認定第 8 号までの 7 件の決算認定の説明を申し上げました。ご審議を賜り提案どおり認定下さいますよう、よろしく願い申し上げます。

○議長（荒木正光君） 提案理由の説明が終わりました。

◎日程第 17 会議案第 9 号

○議長（荒木正光君） 日程第 17、会議案第 9 号 特別委員会の設置についてを議題といたします。

ただいま提案理由の説明がありました認定第 2 号から第 8 号までの 7 件については、新冠町議会委員会条例第 5 条第 1 項及び第 2 項の規定により、議会としてこれを慎重審議するため、議長及び議選監査委員を除く議員全員で構成する平成 30 年度新冠町一般会計等決算審査特別委員会を設置し、認定第 2 号から第 8 号までを付託の上、審査することにいたしましたと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） 異議なしと認めます。

よって、認定第 2 号から第 8 号までの 7 件は、ただいま設置されました平成 30 年度新冠町一般会計等決算審査特別委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

なお、ただいま設置されました平成 30 年度新冠町一般会計等決算審査特別委員会においては、正副委員長を互選し、後刻報告願います。

◎日程第 18 議案第 34 号

○議長（荒木正光君） 日程第 18、議案第 34 号 新冠町森林環境譲与税基金条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

島田産業課長。

○産業課長（島田和義君） 議案第 34 号 新冠町 森林環境譲与税 基金条例の制定について、提案理由を申し上げます。新冠町 森林環境譲与税基金条例を別紙のとおり定めようとするものでございます。

本提案は、パリ協定における日本の温室効果ガス排出削減目標の達成や国土の保全、災害の未然防止など、森林の有する公益的機能の維持増進を図るため、森林の整備やこれを担うべき人材の育成・確保、その他、森林整備の促進に関する施策に必要な地方財源を安定的に確保するために創設されました森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律に基づき、本年度から市町村、都道府県に対して森林環境譲与税が譲与されます。森林環境譲与税は、森林環境税として収入される金額のうち 9 割が市町村に、1 割が都道府県に譲与され、市町村毎の譲与額はそれぞれの市町村の区域内に存する私有林人工林の面積、林業就業者数及び市町村の人口によって算出され、毎年度 9 月及び 3 月に譲与されるものでございます。前述したとおり、森林環境譲与税は法律の趣旨に従い、市町村及び都道府県が実施する森林整備などの経費に充当し、他の一般財源と区分することとされておりますので、新たに基金を設置し、適切な資金管理を行うものでございます。

それでは、次ページをご覧ください。条例の名称は、新冠町森林環境譲与税基金条例でございます。以下、条文の概要についてご説明いたします。第 1 条では、基金を設置する趣旨を規定しています。第 2 条では、基金に積立てる額は森林環境譲与税のうち、予算で定める額と規定しています。第 3 条では、基金に属する現金は最も確実かつ有利な方法により管理することと規定しています。第 4 条では、基金の運用で生じる利子等の収益は予算に計上し、積み立てることと規定しています。第 5 条では、財政上必要な場合に基金に属する現金を歳計現金に繰替えて運用できることを規定しています。第 6 条では、基金は第 1 条に規定する財源に充てる場合に限り、予算に定め、処分できることを規定しています。第 7 条では、この条例の規定以外に必要な事項は、町長が別に定めることを規定しています。附則として、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上が、議案第 34 号の提案理由でございます。ご審議を賜り提案のとおりご決定下さいますよう、お願い申し上げます。

○議長（荒木正光君） 提案理由の説明が終わりました。

これより議案第 34 号に対する質疑を行います。

発言を許可いたします。

堤議員。

○11番（堤俊昭君） 市町村に 9 割の配当というのでしょうか、9 割割り当てられるというところまでは分かるんですけども、その 9 割に値するというか、9 割にということになると、例えば新冠町にその譲与税の予定をされている税というものもあるというふうに思うんですけども、9 割が新冠町にとって金額とすれば幾らぐらいになる予定なのかということ 1 点、それからこの基金を利用するには 5 年も 10 年もかかるんだろうというふうに

思うんですけども、基金の積み立ての目標というのもやっぱりあるんだろうというふう
に思うんですけども、その2点について伺いたいと思います。

○議長（荒木正光君） 島田産業課長。

○産業課長（島田和義君） まず1点目でございますが、市町村には9割が交付される
ということでございます。この9割分につきましては先ほど提案理由で申し上げましたけれ
ども、10分の5は私有林の人工林の面積、10分の2が各市町村の林業就業者数、10分の
3が各市町村の人口で割り振りがされます。これに基づきまして北海道の方で試算された
譲与額というのは、当初3年間は約200万円程度、これが3年ごとに増額をされまして令
和15年以降につきましては約700万円程度が毎年度交付をされるという試算結果になっ
てございます。

2点目の積み立ての目標ということでございますけれども、特に目標という額は定めて
ございません。この金額は毎年度譲与されます。その中でこの基金条例法を設置した目的
というのは、他の一般財源と区分をして森林整備の費用に充てると。中でも私林、私有林
の整備が行われていないところに優先的に充てるということになってございまして、具体
的な用途につきましては今後内部でも検討していきます。その使徒に基づきまして毎年度
処分をしていきたいというふうに考えてございます。

○議長（荒木正光君） 堤議員。

○11番（堤俊昭君） 3年間200万円で、その後700万円ということですが、新冠
町に対してということはいいんですか。

○議長（荒木正光君） 島田産業課長。

○産業課長（島田和義君） 新冠町のそれぞれの指標から算出された試算結果が毎年度200
万円程度ということです。

○議長（荒木正光君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第34号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（荒木正光君） 全員挙手であります。

よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩をいたします。

休憩 午前 10 時 5 5 分

再開 午前 11 時 0 8 分

○議長（荒木正光君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第 19 議案第 35 号

○議長（荒木正光君） 日程第 19、議案第 35 号 新冠町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題いたします。

提案理由の説明を求めます。

坂東町民生活課長。

○町民生活課長（坂東桂治君） 議案第 35 号 新冠町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、提案理由をご説明いたします。

新冠町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように改正しようとするものでございます。このたびの改正は、条例の根拠法令であります子ども・子育て支援法の改正によるものでございます。

改正内容につきましては、改正に伴う改め文及び新旧対照表での説明は省略させて頂き、お手元に配布しております議案第 35 号資料により説明させて頂きたいと思っておりますので、資料をご覧願います。

まずはじめに、一部改正の理由についてでございます。国は令和元年 10 月 1 日の消費税率の引き上げにあわせ、子育て世帯を応援し、社会保障を全世代型へ抜本的に変えるため幼児教育の無償化を実施し、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性や幼児教育の負担軽減を図る少子化対策の観点などから、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律を施行するため、当町におきましても子育て世帯の負担軽減のため、町内に設置される子育てのための施設等の運営に関する基準について定めました当該条例の一部を改正しようとするものでございます。

次に、一部改正の概要についてでございます。1 点目、題名を新冠町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例に改正をしております。2 点目、幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する 3 歳から 5 歳の全ての子どもの利用料の無償化、0 歳から 2 歳の子どもの利用料は、住民税非課税世帯を対象に無償化の実施にあわせた施設等の運営基準の改正をしております。3 点目、食事の提供に要する費用について、原則、保護者から支払いを受けることになっておりましたが、年収 360 万円未満相当の世帯及び全所得階層の第 3 子以降の副食費については支払いを免除するとともに、公費負担とするよう改正をしております。4 点目、法改正にあわせた文言の整理として支給認定を教育・保育給付認定に改める等の改正をし

でございます。5点目、無償化の実施にあたり、従前、子どものための教育・保育給付の対象外であった幼稚園（未移行）特別支援学校の幼稚部、認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業について、新たに、特定子ども・子育て支援施設等と定め、市町村の確認を受けた施設を費用の給付を行う子育てのための施設等利用給付についての規定、特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を第4章として、第53条から第61条までの条文を追加してございます。なお、改正条文の新旧対照表は、後刻ご覧ください。

次に、議案書の10ページをお開きください。附則でございます。この条例は、令和元年10月1日から施行するものでございます。

以上が、議案第35号 新冠町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての提案理由でございます。ご審議を賜り提案のとおりご決定くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（荒木正光君） 提案理由の説明が終わりました。

これより議案第35号に対する質疑を行います。

発言を許可いたします。

芳住議員。

○1番（芳住革二君） この条例改正による町の負担額はどのくらいになりますか。

○議長（荒木正光君） 坂東町民生活課長。

○町民生活課長（坂東桂治君） お答えいたします。詳しくは次第36号の方で述べようというふうに考えてございましたが、大まかお答えいたします。認定こども園全体での影響額は802万3,200円になります。そして、町外に通う私立幼稚園に通う方の合計の影響額は51万4,500円ということを試算してございます。これは、情報としては8月1日現在ということですよ。

○議長（荒木正光君） よろしいでしょうか。ほかにございせんか。

堤議員。

○11番（堤俊昭君） 0歳から2歳までの子どもについては、この無償化については住民税非課税世帯を対象ということになっているということでありましてけれども、先日のプレミアム商品券の時にそういった対象者の方にどういふふうにするんだというようなことで聞きましたら、残念ながら個人情報保護条例があるので、そういった方にはこちらの方から積極的に知らせることはできないんだというような説明を受けたところでありましてけれども、今回も同様に考えますと、この低所得者階層の方々に対しての周知連絡ですね、どのようにしてやろうとしてるのかということについて1点伺いたいと思います。

○議長（荒木正光君） 坂東町民生活課長。

○町民生活課長（坂東桂治君） お答えいたします。認定こども園に通う全世帯の親御さんに支給認定申請書というのを提出させて提出を求めており、提出していただいているんです。その中に、申請書の中に支給認定に必要な町民税の情報を閲覧することに同意しま

すという項目がございまして、申請と同時に税情報の取得に関しては本人、親御さんから同意を得てるというかっこうになってございます。よって、その同意に基づきまして担当課において、システムから税情報を確認していただいて、非課税世帯かそうでないかということの情報をもっているというかっこうになっているということでございます。あくまでも、勝手にということではなく、本人の同意を得て、そして閲覧させていただいているという形態になっています。

○議長（荒木正光君） ほかがございせんか。

堤議員。

○11番（堤俊昭君） もう既に10月ですから、支給認定届けですか、発送連絡済みということで、全員から確認の返事をもらってるという理解でいいんですか。

○議長（荒木正光君） 坂東町民生活課長。

○町民生活課長（坂東桂治君） 大半は終わってございますが、9月いっぱいという期日を決めており、間もなく完了するかなというふうに思っております。

○議長（荒木正光君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第35号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（荒木正光君） 全員挙手であります。

よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

◎日程第20 議案第36号

○議長（荒木正光君） 日程第20、議案第36号 新冠町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

坂東町民生活課長。

○町民生活課長（坂東桂治君） 議案第36号 新冠町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由をご説明いたします。新冠町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例を、次のように改正しようとするものでございます。

このたびの改正は、条例の根拠法令であります、子ども・子育て支援法の改正によるものでございます。改正内容につきましては、改正に伴う改め文及び新旧対照表での説明は省略させていただき、お手元に配布しております議案第 36 号資料により説明させていただきたいと思っておりますので、資料をご覧ください。

まずはじめに、1 点目、一部改正の理由についてでございます。国は、令和元年 10 月 1 日の消費税率の引き上げにあわせ、子育て世帯を応援し、社会保障を全世代型へ抜本的に変えるため幼児教育の無償化を実施し、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性や幼児教育の負担軽減を図る少子化対策の観点などから、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律を施行するため、当町におきましても子育て世帯の負担軽減のため、当該条例の一部を改正しようとするものでございます。

次に、2 点目、一部改正の概要についてでございます。幼稚園・保育所・認定こども園を利用する 3 歳から 5 歳の全ての子どもの利用料を無償化にし、0 歳から 2 歳の子どもの利用料については、住民税非課税世帯を対象に、無償化にしようとするものでございます。さらには、条例文中の支給認定を教育・保育給付認定に改めるなど、法改正にあわせた文言の整理を行ってございます。

次に、3 点目、令和元年 10 月 1 日以降の利用者負担額表の説明をいたしますので、利用者負担額表をご覧ください。調査基準日は令和元年 8 月 1 日としてございます。1 号認定の幼稚園、2 号認定の 3 歳以上の保育園を利用する子どもの利用料は全ての階層の世帯が無償になります。薄く色掛けをしたマスの中のカッコ内に表示しております。今まで納めていただいていた利用料が無償になるということでございます。

次に、3 号認定の 3 歳未満の保育園を利用する子どもにつきましては階層 2 の非課税世帯を対象に無償となります。保育園を利用する子どもの利用料は、薄く色掛けをしたマスの中のカッコ内に表示しております。今まで納めていただいていた利用料が無償になるということでございます。また、このたびの法改正によります影響人数は、認定こども園ドレミに通う保育の 0 歳から 2 歳の児童は、新たに 1 名が無償になり、3 歳から 5 歳の児童は 55 名が無償になり、幼稚園に通う 3 歳から 5 歳の児童は 37 名が無償になり、あわせて 93 名の児童が無償になります。さらには、町外の私立幼稚園・保育園に通う 3 歳から 5 歳の児童は、10 名が無償になりますので、新たに新冠町内の児童 103 名が無償対象になるものでございます。

次に、そのことに伴います影響額は認定こども園ドレミに通う、新たに無償対象になる児童 93 名分の影響額は 10 月 1 日から来年 3 月までの 6 ヶ月間で 8,023,200 円になり、この影響分は交付税により措置されることになってございます。また、町外の私立幼稚園に通う、新たに無償対象になる児童 10 名分の影響額は 6 ヶ月間で 514,500 円になり、この影響分の国、道、町の負担割合は現行のとおりとなりますが、現在町が実施しております独自削減分が無償化に伴いなくなることから、財政負担は、実質軽減されることになってございます。

なお、改正条文の新旧対照表は、後刻ご覧ください。次に、議案書の4ページをお開きください。附則でございます。この条例は、令和元年10月1日から施行するものでございます。

以上が、議案第36号 新冠町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例について、の提案理由でございます。ご審議を賜り、提案のとおりご決定くださいますよう、よろしく願いいたします。

○議長（荒木正光君） 提案理由の説明が終わりました。

これより議案第36号に対する質疑を行います。

発言を許可いたします。

武田議員。

○4番（武田修一君） 議案第36号、35号にも関係があるかなと思いますけども、この提案施策は国の施策ということなんです。幼児教育の無償化、あるいは利用料無料化ということなんです。これは待機児童という問題に少し影響懸念があるのかなというふうに思いますけども、その辺りはいかがなんでしょうか、お伺いします。

○議長（荒木正光君） 坂東町民生活課長。

○町民生活課長（坂東桂治君） 現段階で新たな問い合わせというのは実はないんです。ただ、新冠の保育所に移ってきたいとか、そういう非公式な相談はあるというぐらいでございます。ただ、この無償化が10月1日以降、ずっと知れ渡れば入れたいと願う親御さんが増える可能性はあるのかもしれませんが、現在のところはそういったことはそう多くは相談はないということでございます。

○議長（荒木正光君） よろしいですか。

武田議員。

○4番（武田修一君） 相談があった場合と言いましょか、ある程度今うちの施設はぎりぎりのところなのかなと思いますけども、その受け入れの方のそういう施設としての懸念はないのでしょうか。

○議長（荒木正光君） 坂東町民生活課長。

○町民生活課長（坂東桂治君） 仮定の話にはなかなかお答えづらいなという面はあるんですけども、幾分の余裕があるということ、それと無償化になったから預けたい、こういう理由ではもちろん預けることはできない。保育所の場合は親御さん二人とも就労していると、そういう条件が科せられるわけで、その辺の審査だとか、きちっと今まで以上に心して見ていかないといけないなという話は内部ではしています。

○議長（荒木正光君） よろしいですか。

中川議員。

○10番（中川信幸君） 先ほど影響額が認定こども園とその町外の幼稚園行っているのをあわせると影響は853万7,700円ということですけど、これは国の政策であって全額国の方から交付税で算入されるのかどうか。それとも、一部半分なのかその辺ちょっとお聞

きします。

○議長（荒木正光君） 坂東町民生活課長。

○町民生活課長（坂東桂治君） 国からいただいております資料等を読み深めますと、新冠町の認定こども園に通う児童の分 802 万 3,200 円については交付税で措置されるということで国から文書で通達されております。全額です。そして、町外の私立幼稚園に通う 51 万 4,500 円についてですけれどもこれは負担割合、今までもそうなんですけれども国が 2 分の 1、道が 4 分の 1、町が 4 分の 1、この負担割合は変えずに 4 分の 1 の 51 万 4,000 円に対しての 4 分の 1 の町費の負担は出てくると親御さんは無償になります。町費の負担は出てくるということでございます。ただ、独自削減というか、新冠町先進的にいろいろ免除して通園しやすいような形とってた部分がありますので、それが無償化に伴ってなくなりますので、実質もう少し新冠町が負担する額というのは少なくなるのではないかなというふうに捉えております。

○10番（中川信幸君） そうしますと、いわゆる私立の幼稚園に行っている親御さんからそれであれば、例えば直接は自分の懐から出すわけでないんですけども、新冠の認定こども園に通わせたいというような考え方が先ほど同僚議員の質問の中でもあったんですけど、そういったことは懸念されないのかどうか、その点についてお願いいたします。

○議長（荒木正光君） 坂東町民生活課長。

○町民生活課長（坂東桂治君） それは何とも言えないとこなんですけれども、町外の私立幼稚園に通う事情というのはそれぞれの家庭の中にあるのではないかなというふうに考えております。例えば、お母さんの職場が近いとか、送り迎えに都合がいいとかということが考えられますので、今のところはそういう相談はないかなというふうに思っております。ただ、そういうケースは考えられなくはないなということでございます。

○議長（荒木正光君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第 36 号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（荒木正光君） 全員挙手であります。

よって、議案第 36 号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 2 1 議案第 3 7 号

○議長（荒木正光君） 日程第 21、議案第 37 号 新冠町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

坂東町民生活課長。

○町民生活課長（坂東桂治君） 議案第 37 号 新冠町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、提案理由をご説明いたします。新冠町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように改正しようとするものでございます。

このたびの改正は、成年後見制度の利用の促進に関する法律の改正に伴い、児童福祉法第 34 条の 20 第 1 項第 1 号が削除されることで、同項第 2 号以降の号が繰り上がるため、児童福祉法を引用している当該条例の条文について改正するものでございます。

それでは、条例内容について新旧対照表によりご説明いたしますので 2 ページをお開き下さい。新冠町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例新旧対照表、条名第 23 条、見出し職員でございますが、このたびの改正は、児童福祉法第 34 条の 20 第 1 項の号が繰り上がるため、同法を引用している当該条例の条文について第 23 条第 2 項第 2 号中第 4 号を第 3 号に改正するものでございます。

1 ページへお戻り下さい。附則でございます。このたびの改正の根拠法令となります成年後見制度の利用の促進に関する法律を改正し、公布した日が令和元年 6 月 14 日となっており、地方公共団体においての条例の整備は公布の日から起算して 6 カ月を経過した日と定められていることから、この条例は令和元年 12 月 14 日から施行するものでございます。

以上が、議案第 37 号の提案理由でございます。ご審議を賜り提案のとおりご決定くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（荒木正光君） 提案理由の説明が終わりました。

これより議案第 37 号に対する質疑を行います。

発言を許可いたします。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第 37 号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（荒木正光君） 全員挙手であります。

よって、議案第 37 号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 2 2 議案第 3 8 号

○議長（荒木正光君） 日程第 22、議案第 38 号 新冠町立認定こども園条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

工藤管理課長。

○管理課長（工藤匡君） 議案第 38 号 新冠町立認定こども園条例の一部を改正する条例について提案理由を説明いたします。新冠町立認定こども園条例の一部を改正する条例を以下のとおり定めようとするものです。

提案内容につきましては改文、新旧対照表での説明を省略させていただき、お手元に配付しております議案第 38 号資料新冠町立認定こども園条例の一部を改正する条例の提案概要により説明させていただきます。資料の表は左から項目、内容、関係する条名を記載しております。

はじめに、1、提案理由についてです。本年 10 月 1 日消費税引き上げにあわせ、幼児教育の重要性や幼児教育の負担軽減を図る少子化対策の観点などから、幼児教育を無償化する子ども・子育て支援法の一部改正する法律が公布されました。この法律の改正により、3 歳から 5 歳までの幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する子供たちの利用料が無償化されます。それとともに、共働き世帯の子供を対象とした、子育て支援センターが行う一時預かり事業、幼稚園が行う預かり保育事業についても月額上限額の範囲内で同じく無償化されます。この改正に伴い、新冠町立認定こども園が実施する一時保育事業及び預かり保育事業を定めた条例の一部改正を行うものです。

次に、2、改正の内容についてであります。はじめに事業名の変更についてでございます。新冠町立認定こども園条例第 5 条において、こども園で実施する各種事業について定めておりますが、この中で預かり事業については一時保育事業、預かり保育事業の 2 つの事業について規定しております。一時保育事業については、こども園に所属しない満 6 か月以上就学前の一般児童を対象とした子育て支援センターで実施する事業でございます。もう一方の預かり保育事業については、ドレミ園の幼稚園クラスに所属している子どもが午後から、または夏冬休みの長期休業中に利用する事業であります。この対象がことなる預かり事業について今回の法改正における事業名を国の名称とあわせ、一時預かり事業と統一化した上でそれぞれの対象者をカッコ書きにより区分するものでございます。①「一時保育事業」を「一時預かり事業（一般型）」、②「預かり保育事業」を「一時預かり事業（幼稚園型）」と改めます。関係する条例は記載のとおりでございます。

次に、事業名の変更に伴う文言整理としまして、(1) の事業名の変更されたことにより文言の表現についても改められており、「保育」という表現が「預かり」に改正されたため、それに合わせ第 7 条（入園資格）における「保育」を「預かり」にし、また、「短時間保育」

を「幼稚園事業」と改め、第 11 条利用者負担を定める条項においてはそれぞれの「保育料」を「利用料」と改めるものです。

次に、別表の名称変更及び備考の追記として、初めに①別表の名称の変更についてです。別表第 1（第 11 条関係）には、子育て支援センターで実施しております一時保育料の料金を規定しており、別表第 2（第 11 条関係）では幼稚園児を対象とした預かり保育の料金を規定しておりますが、事業名変更に伴い別表第 1 の表題を「一時預かり事業（一般型）利用料表」別表第 2 の表題を「一時預かり事業（幼稚園型）利用料表」に改めます。②無償化の対象者及び利用限度額の追記としまして、今回の対象となる子どもは保育認定を受けた 3 歳児から 5 歳児までの子どもで、子育て支援センターで行う預かり事業を利用する場合は、利用上限額 37,000 円を上限として無償化され、幼稚園児を対象とする預かり事業を利用する場合は 11,300 円を上限として無償化されます。また、住民税非課税世帯については、子育て支援センターで行う預かり事業について 0 歳児から 2 歳児までの子どもを対象に 42,000 円を上限とし無償化され、幼稚園事業を利用する 2 歳児については、3 歳の誕生日を迎えた月から年度末までの間 16,300 円を上限として無償化されます。加えて、子育て支援センターで行う預かり事業において給食料を規定しておりますが、給食料は無償化の対象外となるため、その内容も追加し備考に追記するものです。アとして、別表第 1（第 11 条関係）は子育て支援センターで行う預かり事業であります対象、限度額、給食代は対象外である旨を追加した文言を備考 1、2 として追記いたします。イといたしまして、別表第 2（第 11 条関係）幼稚園児を対象とした預かり事業には、備考 1 の後に対象、限度額の文言とした内容を 2、3 として追記するものです。

議案書 2 ページをご覧ください。附則といたしまして、この条例は令和元年 10 月 1 日から施行しようとするものです。

以上が、提案理由及び提案内容です。ご審議賜り提案どおりご決定くださいますよう、お願い申し上げます。

○議長（荒木正光君） 提案理由の説明が終わりました。

これより議案第 38 号に対する質疑を行います。

発言を許可いたします。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第 38 号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（荒木正光君） 全員挙手であります。

よって、議案第 38 号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 2 3 議案第 3 9 号及び日程第 2 4 議案第 4 0 号

○議長（荒木正光君） 日程第 23、議案第 39 号 新冠町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例について、日程第 24、議案第 40 号 新冠町下水道条例の一部を改正する条例について、以上 2 件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

関口建設水道課長。

○建設水道課長（関口英一君） 議案第 39 号 新冠町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例を以下のように定めようとするものです。このたびの改正は、令和元年 10 月 1 日からの消費税 8 %から 10%への引き上げに伴い、2 %分の増税について給水使用料の改正を行うものです。

新冠町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例の内容について、新旧対照表で説明申し上げますので 3 ページをお開き下さい。新冠町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例、新旧対照表、別表（第 26 条関係）給水使用料、種類別、計量給水項目には変更はありません。基本料金、超過料金を次のとおり改めるものであります。家事用使用水量 5 立方メートルまで 1,640 円を 1,670 円に改め、超過料金 1 立方メートルを増すごとに 255 円を 260 円に改め、官公署、会社団体その他業務用使用水量 10 立方メートルまで 5,590 円を 5,690 円に改め、超過料金 1 立方メートルを増すごとに 255 円を 260 円に改め、営業用使用水量 20 立方メートルまで 7,050 円を 7,180 円に改め、超過料金 1 立方メートルを増すごとに 255 円を 260 円に改め、営農用使用水量 20 立方メートルまで 4,930 円を 5,020 円に改め、超過料金 1 立方メートルを増すごとに 100 円を 102 円に改め、農畜水産物の加工及び製造業使用水量 20 立方メートルまで 7,050 円を 7,180 円に改め、超過料金 1 立方メートルを増すごとに 100 円を 102 円に改め、浴場用使用水量 50 立方メートルまで 9,190 円を 9,360 円に改め、超過料金 1 立方メートルを増すごとに 153 円を 156 円に改め、臨時用その他使用水量 10 立方メートルまで 7,390 円を 7,530 円に改め、超過料金 1 立方メートルを増すごとに 511 円を 521 円に改めようとするものであります。

前のページにお戻り下さい。附則といたしまして、この条例は令和元年 10 月 1 日から施行し、11 月検針分から適用する。

以上が、議案第 39 号の提案理由でございます。ご審議をたまり提案どおりご決定下さいますよう、よろしくお願い申し上げます。

引き続きまして、議案第 40 号の一部改正について説明しますのでお開き願います。議案第 40 号 新冠町下水道条例の一部を改正する条例について、このたびの改正は令和元年 10 月 1 日からの消費税 8 %から 10%への引き上げに伴い、2 %分の増税について下水道使用料の改正を行うものです。

新冠町下水道条例の一部を改正する条例を以下のように定めようとするものです。新冠町下水道条例の一部を改正する条例の内容について新旧対照表で説明申し上げますので、

次ページをお開き下さい。新冠町下水道条例の一部を改正する条例、新旧対照表、別表1（第16条関係）下水道使用料、種別、施設使用料は変更はありません。基本料金、超過料金を次のとおり改めるものであります。基本料金一般用5立方メートルまで860円を880円に改め、超過料金1立方メートルにつき172円を176円に改め、公衆浴場用100立方メートルまで2,980円を3,030円に改めようとするものです。超過料金1立方メートルにつき29円は変更ありません。

前のページにお戻り下さい。附則といたしまして、この条例は令和元年10月1日から施行し、11月検針分から適用する。

以上が、議案第40号の提案理由でございます。ご審議を賜り提案どおりご決定下さいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（荒木正光君） 提案理由の説明が終わりました。

これより議案第39号に対する質疑を行います。

発言を許可いたします。

堤議員。

○11番（堤俊昭君） この件についてはご消費税増税ということですからやむを得ないなというふうに思うところでありますけれども、用途別に幾つか分けてあるわけでありましてけれども、一般家庭、家事用についてのみ伺います。上下水道両方合わせて今回この2%の値上げということで、一般家庭の負担も多少ふえるということになるわけでありましてけれども、具体的な金額について、平均的な金額について伺いたいと思います。

○議長（荒木正光君） 関口建設水道課長。

○建設水道課長（関口英一君） お答えします。家事用の月あたりでよろしいですか。

（「はい・・・」と呼ぶ者あり）

○建設水道課長（関口英一君） 一般家庭でありますと大体5トンから最大15トンぐらい、それで月にしますと5トンであれば月30円、10トンでありますと60円、15トンでありますと80円、月のふえる料金となります。

○議長（荒木正光君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第39号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（荒木正光君） 全員挙手であります。

よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

これより議案第 40 号に対する質疑を行います。

発言を許可いたします。

関口建設水道課長。

○建設水道課長（関口英一君） お答えいたします。下水道の一般用でございますが同じく使用料 5 トンにつきましては月 20 円、10 トンでありますと 40 円、15 トンでありますと 60 円となります。以上です。

○議長（荒木正光君） 堤議員よろしいですか。

（「はい・・・」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第 40 号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（荒木正光君） 全員挙手であります。

よって、議案第 40 号は原案のとおり可決されました。

昼食のため暫時休憩をいたします。

休憩 午前 11 時 58 分

再開 午後 12 時 57 分

○議長（荒木正光君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第 25 議案第 41 号ないし日程第 27 議案第 43 号

○議長（荒木正光君） 日程第 25、議案第 41 号、日程第 26、議案第 42 号、日程第 27、議案第 43 号 指定管理者の指定について、以上 3 件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

原田企画課長。

○企画課長（原田和人君） 議案第 41 号、議案第 42 号並びに議案第 43 号 指定管理者の指定について提案理由を申し上げます。新冠温泉レ・コードの湯、にいかっぷホロシリ乗馬クラブ並びに道の駅サラブレッド新冠の 3 施設につきまして指定管理者の指定を行い、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項及び新冠町公の施設にかかる指定管理者の指定手続等に関

する条例第6条の規定により、議会の議決を求めようとするものでございます。

まず、最初に議案第41号を説明いたします。こちらは新冠温泉レ・コードの湯にかかるものでございます。2の指定管理者となる団体の名称につきましては、新冠郡新冠町字西泊津16番地の3 株式会社新冠ヒルズ 代表取締役 鳴海修司、3指定期間、令和元年10月1日から令和4年9月30日までの3カ年であります。

次に、議案第42号を説明いたします。こちらにつきましては、にいかっぷホロシリ乗馬クラブにかかるものでございます。2指定管理の団体となる名称、新冠郡新冠町字節婦町71番地の11 有限会社にいかっぷホロシリ乗馬クラブ 代表取締役 中村義弘、3指定期間、令和元年10月1日から令和4年9月30日までの3カ年であります。

続きまして、議案第43号を説明いたします。こちらは、道の駅サラブレッドロード新冠にかかるものでございます。2指定管理者となる団体の名称 新冠郡新冠町字節婦町71番地の11 有限会社にいかっぷホロシリ乗馬クラブ 代表取締役 中村義弘、3指定期間 令和元年10月1日から令和4年9月30日までの3カ年であります。

指定管理者の指定にあたりまして、地方自治法では普通地方公共団体は指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならないと規定されてございます。また、指定管理者の候補者の選定については町条例において公募と公募によらない方法が規定されており、本件はいずれも公募によらない方法で指定管理者の候補者として選定いたしました。公募によらない選定の要件は、1点目に施設の性格、規模及び機能並びに指定の条件等を考慮して当該施設の管理に専門的な能力及び技術を有する団体を選定することが適当と認めるとき、2点目に地域等の活力を積極的に活用した管理を行うことにより、事業効果が相当程度期待できると認められるときと規定されており、この場合公募による方法と同様に管理を行う施設の事業計画書、収支計画書、当該団体の経営状況を説明する書類等の提出を求め、先ほどの要件に照らし総合的に判断を行うものとなっております。今回の指定管理者の選定にあたりましては、公募による方法と同様に学識経験者などで構成する新冠町指定管理者選定委員会を設置いたしまして、第三者による審査を経て指定管理者の候補者として選定した次第でございます。

以上が、議案第41号議案第42号並びに議案第43号 指定管理者の指定についての提案理由でございます。ご審議賜り提案どおりご決定くださるよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（荒木正光君） 提案理由の説明が終わりました。

これより議案第41号に対する質疑を行います。

発言を許可いたします。

但野議員。

○5番（但野裕之君） 指定管理者制度の狙いは行政が行うサービスよりもより良いサービスを住民に提供することと同時に、行政コストの削減をすることにあります。町は指定

管理者に対し毎年度事業報告書を提出させて指定管理者が施設の目的に沿った利用をしているのかどうかをチェックしなければなりません。温泉に関しては町民からサービス面で不満を多々耳にしていますけれども、事業報告を受け検証していることと思いますが、町民の声や事業報告を受けた中で、選定委員会でどのような協議、議論が交わされたのか説明を求めます。

それともう1点、現町長が就任以前からの制度運用でございますが、町長自身現状での経営で十分と考えているのか。また、あるいは将来的に新たな指定管理者を探すのか。また、指定管理者制度への運用をあきらめて、例えば町直営するという考えかもあります。町長の所見を求めます。以上2点お答えをお願いいたします。

○議長（荒木正光君） 原田企画課長。

○企画課長（原田和人君） まず、1点目の選定委員会の中での協議内容という部分のことに関してお答えしたいと思います。温泉に関しましてはいろいろ苦情等、町の方にもいただくことはございますけれども、その都度温泉の方に伝えまして改善を促しているところでございます。今般、選定委員会の中で温泉の部分に関する議論といたしまして、毎年議会にも業績報告をいたしてございますが、経営的に厳しい面があるということで、こういった面から委員の中から運営改善に対する意見があったところでございます。温泉といたしまして宿泊者の利用の減少だとか、原油高止まりによる灯油並びに電気代等の経費がかさんでるという要因もあるということでございますが、経営改善の一環としてヒルズにおきまして運営改善に向けて専門的な見地からも助言、指導をいただくために本年2月からコンサル会社を導入して運営しているといったような議論はしているところでございます。

○議長（荒木正光君） 鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 2点目のご質問ですが、私はこの場に現在町長として来てございます。そういった中で社長としてきてる訳でございませぬので、そのご返答についてはこの場で差し控えさせていただきたいというふうに思います。なお、そのことにつきましては取締役会、株主総会等で社長として発言させていただいているというふうに考えてございます。

○議長（荒木正光君） よろしいですか。

但野議員。

○5番（但野裕之君） 町長自身として温泉を指定管理者制度で運営しておりますけれども、その運営に当たりまして本来の指定管理者制度をきちっと全うしているかいなか。足りない部分があれば努力して改善したいという考えもあると思いますけれども、その部分のお答えだけお願いいたします。

○議長（荒木正光君） 鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 指定管理者制度につきましては法律に基づいてやっているという形でございます。先ほどそれにのっとり原田課長が説明したとおりの手順を踏んで進めておりますので、そういったことでご理解いただきたいなというふうに思います。

○議長（荒木正光君） 但野議員。

○5番（但野裕之君） 最後になります。住民サービスの観点からいって私は指定管理制度まともに機能してないと言えます。また、行政コスト部分でも削減を求める制度でございますけども、十分に発揮できてないと思います。詳しい数字部分は理解できない部分もありますけども、本来あるべき姿の指定管理者制度での運用ではないように見えるんですけども、その足りない部分は認めたくえで今後改善を図りたいというお答えがあるのであればその答えで十分だと思いますけども、その部分認識としてまともに機能しているかどうか。改善すべき点があるのであれば改善したいというその答えで結構ですけども。

○議長（荒木正光君） 鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 先ほど1回目の質問にかえるんですけども、私はやはりここでは町長としてきておりますので、そのお答え等につきましても先ほどお答えしましたように、取締役並びに株主総会で私の意見を言わせていただいているというふうに判断してございますので、この場では差し控えさせていただきたいというふうに思います。

○議長（荒木正光君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第41号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（荒木正光君） 全員挙手であります。

よって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

これより議案第42号に対する質疑を行います。

発言を許可いたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第42号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（荒木正光君） 全員挙手であります。

よって、議案第 42 号は原案のとおり可決されました。

これより議案 43 号に対する質疑を行います。

発言を許可いたします。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第 43 号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（荒木正光君） 全員挙手であります。

よって、議案第 43 号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 28 議案第 44 号

○議長（荒木正光君） 日程第 28、議案第 44 号 令和元年度新冠町一般会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

坂本総務課長。

○総務課長（坂本隆二君） 議案第 44 号 令和元年度新冠町一般会計補正予算について提案理由を申し上げます。次のページをお開き下さい。令和元年度新冠町一般会計補正予算、この度は第 3 回目の補正です。歳入歳出予算の補正、第 1 条既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 38,723 千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 63 億 6,243 千円にしようとするものであります。

このたびの補正の主な内容は、障害者自立支援給付費負担金及び障害者医療費負担金等返還金の追加、合併処理浄化槽設置整備事業補助金の追加、町有牧野用備品購入費の追加、新冠温泉施設工事費の追加、地域おこし協力隊活動補助金の追加、町道除雪業務委託料の追加、新冠中学校トイレ改修工事費の追加、現年発生災害復旧工事費の追加等となっております。

地方債の補正がありますので、5 ページをお開き下さい。第 2 表地方債補正、1 追加です。起債の目的、新冠中学校トイレ改修事業、限度額 2,200 千円は新冠中学校生徒用トイレ 18 箇所を温水洗浄便座に交換する改修工事に対し、文部科学省の大規模改修事業補助金 1,381 千円の残り 2,964 千円に対し充当率 75% の一般事業債を発行しようとするものです。現年発生単独災害復旧事業、限度額 5,900 千円は、8 月 16 日から 17 日にかけての大雨により

被災した2箇所の復旧工事5,973に対し災害復旧事業債を発行しようとするものです。なお、起債の方法、利率、償還の方法は掲載のとおりであります。

次に、事項別明細書歳出より説明いたしますので、11ページをお開き下さい。1款、議会費、1項議会費、1目議会費、245千円の減は13節委託料で、今年度議場用放送設備を更新したことにより今年度分の保守点検委託料が不要となったもの。2款総務費、1項総務管理費、5目企画費1,300千円の追加は、19節負担金補助及び交付金で住移住促進住宅取得奨励金800千円の追加は、当初8戸1,850千円を見込んでおりましたが、現在、5戸増の13戸、2,650千円が見込まれていることから不足分を追加するもの。中古住宅取得物件リフォーム補助金500千円の追加は、取得した中古住宅のリフォーム費用に対し2分の1以内上限50万円を補助するもので当初2件、1,000千円を措置しておりましたが、1件の追加が見込まれることから不足分を追加するもの。7目交通安全対策費50千円の追加は、19節負担金補助及び交付金で、今年度から実施した運転免許証返納手数料等補助金が当初10件の実績を見込んでおりましたが、既に10件の申請があったことから、今後の申請見込み10件分を追加するもの。12ページに移ります。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費9,536千円の追加、13節委託料2,077千円の追加。障害者福祉システム一部改修委託料927千円の追加は障害者総合支援法の改正に伴い、障害者自立支援給付審査支払等システムの改修が必要となったもので、消費税改定に伴う報酬改定や処遇改善への対応等に伴う改修は320,100円、就学前の障害児の発達支援の無償化への対応に伴う改修が6億100千円を見込んでいるもので、消費税改定に伴う報酬改定、処遇改善への対応等に伴う改修に対し、2分の1、就学前の障害児の発達支援の無償化への対応に伴う改修に対し10分の10がそれぞれ国庫補助されます。移動支援事業委託料576千円の追加。当該事業は障害者の外出を支援するもので個別支援・グループ支援・車輛移送支援がありますが、現在、静内ペテカリに入所している障害児が、本年度18歳を迎えることから、来年度から18歳以上対象の施設へ移行するため、現在移行先の本別町の施設での定期的な体験利用を行っておりますが、体験利用中の外出支援が必要となったことから不足額を追加するもの。日中一時支援事業委託料574千円の追加。日中一時支援事業は、一時的に監護が必要な方の一時預かり事業で、静内ペテカリに委託しているものですが移動支援事業同様、体験利用中の日中活動の受け入れ先として本別町の施設で一時支援事業を受ける必要があることから不足額を追加するもの。23節償還金利子及び割引料7,459千円の追加はいずれも平成30年度に実施した障害者自立支援給付費、障害児通所給付費及び障害者医療費において国2分の1、道4分の1の率をもって交付される負担金について、事業確定に伴い、給付実績が受入れ額を下回ったことから、超過交付分を返還するものです。2目老人福祉費、補正額はありますが財源内訳において日高中部広域連合の前年度精算に基づく返還金2,477千円が生じ、雑入で収入することから一般財源を減じ、その他の特定財源として充当するものです。5目老人福祉施設費297千円の追加は、11節需用費で高齢者共同生活施設あいあい荘の厨房レンジフード2台の故障に伴う修繕料を追加するもの。13ページに移ります。2項児童福祉費、2目児

童福祉施設費2,108千円の減。19節負担金補助及び交付金2,234千円の減は私立の教育・保育施設に通う児童の保護者に対し、市町村が支払う施設型給付費において本年10月から幼児教育・保育の無償化に伴う増額がありますが、施設利用児童数の減少により減額となるもので、当初228人を見込んでおりましたが、74人減の154人の実績見込みとなるものです。23節償還金利子及び割引料126千円の追加は、いずれも平成30年度に実施した施設型給付費及び子ども・子育て支援交付金において、国2分の1、道4分の1の率をもって交付される負担金について、事業確定に伴い、利用児童数が受入れ額を下回ったことから、超過交付分を返還するものです。4款衛生費、1項保健衛生費、3目環境衛生費3,911千円の追加は、19節負担金補助及び交付金で、合併処理浄化槽設置整備事業補助金2,911千円の追加は、当初5人槽2基、7人槽3基の5基分を計上しておりましたが、実績見込みで5人槽3基、7人槽6基の9基となることから不足分を追加するものです。危険空家等除却補助金1,000千円の追加は危険空家に指定された物件の除却費用に対し、2分の1、50万円を上限として補助するもので、当初2件分を計上しておりましたが、今後、2件の申請が見込まれることから、不足分を追加するものです。14ページに移ります。2項清掃費、1目清掃総務費883千円の追加は、19節負担金補助及び交付金で、日高中部衛生施設組合職員に係る退職手当組合清算負担金の追加に伴う新冠町負担金の追加。3項水道費、1目地区水道費532千円の追加は、宇古岸の蔬菜農家の自家水道において、雨水の混入があることから、新冠町自家水道改修事業補助規則に基づき、水源地及びポンプ室の改修費用を補助するもの。2目簡易水道費1,188千円の減は、簡易水道事業特別会計で説明します。15ページに移ります。5款農林水産業費、1項農業費、2目農業総務費2,525千円の追加。19節負担金補助及び交付金2,313千円の追加は中山間地域所得向上支援事業補助金において、今年度から鳥獣被害防止電気柵の設置を中山間事業で実施するもので、これまで農協が国の補助事業により実施しておりましたが、昨年の胆振東部地震により胆振地区の電気柵に大きな被害が出たことにより、今後、胆振地区に予算を重点配分することにより、国の事業の配分がされないこととなりましたが、北海道から代替案として中山間地域所得向上支援事業のメニューを打診されたもので、国の事業と比べ一定の条件は付されますが、補助単価等の内容は同等であることから本年度、4戸、7ほ場、33.81ヘクタール、総事業費2,312,319円を実施することとしたもので、間接補助として全額補助金交付されるものです。23節償還金利子及び割引料212千円の追加は、平成29年における多面的機能支払事業補助金の返還金で、比宇川流域環境保全会、里平地区農地・水・環境保全会において補助対象となる農用地面積が減少したことにより超過受け入れ分の補助金を返還するものです。5目牧野管理費2,738千円の追加は、今年度、町有牧野において国の平成30年度2次補正による補助金を活用して実施している哺育牛舎及び哺乳ロボットの整備において、補助事業の運用上国から施設工事と備品を分けて執行するよう指導があり、工事請負費において計上していた哺乳ロボット及び防塵保温室、換気扇、据え付け設置費、各2台分8,140千円を備品購入費に計上するものですが、工事請負費において、当初、簡易ハウスでありましたが、国の指針に適合しない

ことから軽量鉄骨造に設計変更したことに加え高張力ボルトの入手が困難となり、工期を延長せざるを得なくなったこと、さらに消費税増税分の影響等により、当初より工事費が増額となり2,738千円が不足となることから、工事請負費の減額を5,402千円とするものです。2項林業費、1目林業振興費、1,706千円の減。15節工事請負費452千円の減、18節備品購入費1,254千円の減は、今年度有害鳥獣残滓の一時保管に使用している保冷車の故障に伴い、役場庁舎裏の保冷車車庫内にプレハブ冷凍庫を設置することとしておりましたが、見積りを徴していたメーカーから、残滓を保管する用途での販売は出来ない旨の申出があり、他のメーカーの見積を徴しましたが高額であることから、プレハブ冷凍庫を断念し大型冷凍庫、ストッカー2台の購入に切り替えたことから、三相200Vの電源増設工事が不要となるほか、備品購入費において不要額が生じるものです。16ページに移ります。6款商工費、1項商工費、2目観光費5,799千円の追加。11節需用費300千円の追加は、新冠温泉、浴室洗い場の照明器具の取り換えに係る修繕料で経年劣化により壁と照明器具の隙間から水が浸入し、漏電の影響があることから、照明器具を取り換え水の侵入を抑えるシーリング処理を施すもので全30基のうち、既に修理した4箇所を除く26箇所を実施するものです。15節工事請負費4,499千円の追加。新冠温泉露天風呂循環ポンプ取り換え工事は、これまで設置していた2台のポンプの内1台しか作動しておらず、温度調整や水位が不安定な状況にあったことから、本年3月に予備として所有していた循環ポンプに取り換え、現在、正常に作動しておりますが予備ポンプも購入から年数が経過しており、いつ故障してもおかしくない状況にあることからこの度交換するもので、交換の際には6日間程度露天風呂が使用できないことから、11月の温泉休業日にあわせ工事を実施するものです。露天風呂等漏水補修工事は、露天風呂、水風呂、ピット下の各所に漏水が発生しておりますが、場所を特定できない箇所もあることから、漏水箇所を調査の上、漏水箇所及び配管の補修を行うものです。19節負担金補助及び交付金、1,000千円の追加は、地域おこし協力隊活動補助金としていかつぶキッチン内でナンモダ百貨新冠本店を運営している若勢隊員が導入するワンダーレジの購入に対し補助するものです。このワンダーレジとは、購買客が自ら選んだ野菜を直接レジに通すことにより自動で料金が計算され、支払いも現金のほか、電子マネーワオンにより無人で精算が出来るもので、省力化が図られるものとなっております。7款土木費、1項道路橋梁費、2目道路維持費5,296千円の追加。13節委託料、4,500千円の追加は除雪業務委託料です。15節工事請負費418千円の追加は、泉生活館前の第3号線ほか町道の舗装補修費を追加するもの。17節公有財産購入費378千円の追加は、現在道営事業で実施しております町道美宇若園線の農道保全対策事業に伴い、町単独費で行なっております道路用地の測量により、竹中浩二氏宅前から町道芽呂沢太陽線交点までの延長1,455メートルの町道借地分買収面積が確定したことに伴い買収を行なうもので、5名の地権者から6,300平方メートルを購入するものです。17ページに移ります。4項下水道費、1目下水道整備費354千円の減は下水道事業特別会計で説明します。8款消防費、1項消防費、1目常備消防費209千円の減は、19節負担金補助及び交付金で日高中部消防組合本部職員の人

事異動に伴う人件費の減額です。9款教育費、1項教育総務費、2目事務局費1,335千円の追加は、19節負担金補助及び交付金で、教育振興補助金1,085千円の追加は部活動の全道大会等への参加経費補助及び漢字検定、英語検定の検定料の半額を助成する経費を計上しておりますが、今年度全道大会への出場が多いほか、遠方での開催により経費が増加したことから不足額を追加するもの。道徳教育推進校補助金250千円の追加は、今年度新冠中学校が道徳教育推進校の指定を受けたことから、先進地視察、公開授業等の実践研究を行なうための経費を計上するもので、同額が道から委託金として交付されます。18ページに移ります。3項中学校費、1目学校管理費4,358千円の追加は、新冠中学校生徒用トイレ18箇所を洗浄機能付きトイレに改修する費用で、11節需用費13千円は改修事業に伴う消耗品の追加。15節工事請負費は生徒用トイレ18箇所を洗浄機能付きトイレに取り換えるほか、電源の増設を行なうもので文部科学省の大規模改修事業補助金1,381千円と一般事業債2,200千円により、町の一般財源は777千円になります。4項認定こども園費、1目認定こども園費補正額はありますが、財源内訳において子ども・子育て支援法の改正により10月1日から保育料が無償化となる事から、特定財源である保育料5,991千円を減じ一般財源を増額するものです。10款災害復旧費、1項公共土木施設災害復旧費、1目現年発生災害復旧費5,973千円の追加は、8月16日から17日にかけての大雨により被災した2箇所の復旧工事です。1箇所目は、新和的場伊藤線道路災害復旧工事で擁壁工L型高さ2メートル、延長4メートルを予定。もう1箇所は、比宇川高陽橋地先河川災害復旧工事で、連節ブロック敷設替え延長23.4メートル、面積160平方メートル護床工を予定しております。

次に、歳入について説明いたしますので8ページをお開き下さい。11款分担金及び負担金、1項負担金、2目教育費負担金5,991千円の減は、子ども・子育て支援法の改正により本年10月1日より3歳児から5歳児までの保育料が無料となるほか、0歳から2歳までの市町村民税非課税世帯の児童に係る保育料が無料となることから、かかる保育料を減額するものです。なお、減額による影響分につきましては、今年度幼児教育無償化に伴う臨時交付金として財源措置されることとなっておりますが、現時点においては全く情報が入っておりません。13款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金45千円の追加。1節社会福祉費国庫負担金40千円の追加は障害者医療費において、国2分の1、道4分の1の率をもって交付される負担金について事業確定に伴い、給付実績が受入れ額を上回ったことから、不足分が追加交付されるものです。2節児童福祉費国庫負担金5千円の追加は、こども・子育て支援法に基づき、マーガレット認定こども園、静内幼稚園に対し町が支払う施設型給付費に対する国庫補助金で、本年10月から幼児教育・保育の無償化に伴う利用者負担額の減少に伴い国庫負担分が追加交付となるもの。2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金1,134千円の追加。地域生活支援事業費補助金367千円は、障害者の外出を支援する移動支援事業委託料及び一時的に監護が必要な方の一時預かり事業である日中一時支援事業委託料の追加に伴い国庫補助が増額されるもの。障害者総合支援事業費補助金767千円の追加は、障害者総合支援法の改正に伴い実施する障害者福祉システム

一部改修に対し、国庫補助されるもので消費税改定に伴う報酬改定、処遇改善への対応等に伴う改修に対し2分の1、就学前の障害児の発達支援の無償化への対応に伴う改修に対し、10分の10がそれぞれ国庫補助されます。3目衛生費国庫補助金759千円の追加は、合併処理浄化槽設置に対し3分の1が補助されるもので、当初5人槽2基、7人槽3基の5基分を計上しておりましたが、実績見込みで5人槽3基、7人槽6基の9基となるほか、単独浄化槽から合併浄化槽への転換に対しても補助されることとなり、2基分を見込んでおります。6目教育費国庫補助金1,381千円の追加は、新冠中学校トイレ改修にかかる大規模改修事業補助金で、事業費の3分の1が補助されます。9ページに移ります。14款道支出金、1項道負担金、1目民生費道負担金3千円の追加は、施設型給付費道負担金でこども・子育て支援法に基づき、マーガレット認定こども園、静内幼稚園に対し町が支払う施設型給付費に対する道負担金で、本年10月から幼児教育・保育の無償化に伴う利用者負担額の減少に伴い、道負担分が追加交付となるもの。2項道補助金、2目民生費道補助金322千円の減。1節社会福祉費道補助金206千円の追加は、障害者の外出を支援する移動支援事業委託料及び一時的に監護が必要な方の一時預かり事業である、日中一時支援事業委託料の追加に伴い道費補助が増額されるもの。2節児童福祉費道補助金528千円の減は、施設型給付費道補助金でこども・子育て支援法に基づき、マーガレット認定こども園、静内幼稚園に対し町が支払う施設型給付費に対する補助金で、公定価格と全国統一費用との差額である町の単独費用に対し、道が2分の1を負担するもので、利用人数の減少により補助金が減額となるものです。4目農林水産業費道補助金2,313千円の追加は、中山間地域所得向上支援事業により実施する鳥獣被害防止電気柵の設置にかかる道補助金で全額が補助されるものです。14款道支出金、3項道委託金、7目教育費道委託金250千円の追加は、今年度新冠中学校が道徳教育推進校の指定を受けたことから、先進地視察、公開授業等の実践研究を行なうための経費に対し、全額が道委託金として交付されるもの。18款繰越金、1項繰越金、1目繰越金27,933千円の追加は、前年度繰越金の財源化です。10ページに移ります。19款諸収入、4項雑入、5目雑入3,118千円の追加。多面的機能支払事業補助金返還金282千円の追加は、比字川流域環境保全会、里平地区農地・水・環境保全会において補助対象となる農用地面積が減少したことにより、国及び道からの超過受け入れ分の補助金に加え町補助金分をそれぞれの組織から返還を受けるもの。過年度分療養介護医療給付費返還金359千円の追加は、療養介護医療給付費において食事療養に係る過剰請求があったため返還されるもの。日高中部広域連合前年度清算返還金2,477千円の追加は、前年度の負担金の清算により実績額が見込額を下回った事により返還されるもの。20款町債、1項町債、7目教育債2,200千円の追加は、新冠中学校トイレ改修事業に係る一般事業債で、総事業費4,345千円から文部科学省の大規模改修事業補助金1,381千円の残り2,964千円に対し、充当率75%の一般事業債を発行しようとするものです。8目災害復旧債5,900千円の追加は、現年発生単独災害復旧事業に係る災害復旧事業債で、8月16日から17日にかけての大雨により被災した2箇所の復旧工事に対し、災害復旧事業債を発行しようとする

ものです。

以上、議案第 44 号 令和元年度新冠町一般会計補正予算について提案理由を申し上げました。ご審議を賜わり提案どおりご決定下さいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（荒木正光君） 提案理由の説明が終わりました。

◎日程第 29 議案第 45 号及び日程第 30 議案第 46 号

○議長（荒木正光君） 日程第 29、議案第 45 号 令和元年度新冠町簡易水道事業特別会計補正予算、日程第 30、議案第 46 号 令和元年度新冠町下水道事業特別会計補正予算を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

関口建設水道課長。

○建設水道課長（関口英一君） 議案第 45 号 令和元年度新冠町簡易水道事業特別会計補正予算についての提案理由を申し上げます。1 ページをお開き願います。令和元年度新冠町簡易水道事業特別会計補正予算、このたびは第 2 回目の補正になります。

このたびの補正は、消費税増税に伴う 2% 分の使用料を追加し、一般会計からの繰入金を同額減額するもので、簡易水道事業特別会計全体の予算額に変更がないことから、補正額が生じないものであります。事項別明細書歳出より説明いたしますので、6 ページをお開き下さい。3 歳出、1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、補正額はありません。財源内訳の中で消費税増税分の 1,188 千円を特定財源に追加し、同額一般財源を減額するものです。

次に、歳入について説明いたしますので、5 ページをお開き下さい。歳入、1 款使用料及び手数料、1 項使用料、1 目水道使用料 1,188 千円の追加。消費税増税分として 1,188 千円を追加するものです。2 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目一般会計繰入金 1,188 千円の減。財源調整のため一般会計からの繰入金を水道使用料と同額減額するものです。

以上、議案第 45 号 令和元年度新冠町簡易水道事業特別会計補正予算について提案理由を申し上げました。ご審議を賜り提案どおりご決定下さいますよう、よろしくお願い申し上げます。

引き続き、議案第 46 号の提案理由を申し上げますのでお開き願います。議案第 46 号 令和元年度新冠町下水道事業特別会計補正予算についての提案理由を申し上げます。1 ページをお開き下さい。新冠町下水道事業特別会計補正予算、この度は第 2 回目の補正になります。この度の補正は、消費税増税に伴う 2% 分の使用料を追加し、一般会計からの繰入金を同額減額するもので、下水道事業特別会計全体の予算額に変更がないことから、補正額が生じないものであります。

事項別明細書歳出より説明いたしますので、6 ページをお開き下さい。3 歳出、1 款下水道費、1 項下水道費、1 目一般管理費補正額はありません。財源内訳の中で、消費税増税分の 354 千円を特定財源に追加し、同額一般財源を減額するものです。

次に、歳入について説明いたしますので、5 ページをお開き下さい。2 歳入、1 款使用

料及び手数料、1項使用料、1目下水道使用料 354 千円の追加。消費税増税分として 354 千円を追加するものです。3款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金 354 千円の減。財源調整のため一般会計からの繰入金を下水道使用料と同額減額するものです。

以上、議案第 46 号 令和元年度新冠町下水道事業特別会計補正予算について提案理由を申し上げました。ご審議を賜り提案どおりご決定下さいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（荒木正光君） 提案理由の説明が終わりました。

◎閉議宣告

○議長（荒木正光君） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでございました。

（午後 1時43分 散会）